

2 公財高評第 120 号  
令和 3 年 3 月 16 日

大阪観光大学

理事長 中井 康之 様  
学 長 伊藤 鉄也 様

公益財団法人日本高等教育評価機構  
理事長 石井 正彦



### 平成 29 年度大学機関別認証評価結果の変更について（通知）

平成 29(2017)年度に日本高等教育評価機構（以下「当機構」という。）が実施した大学機関別認証評価において、貴学は、当機構が定める評価基準の「基準 2. 学修と教授」を満たしておらず、当機構は貴学の評価結果を「保留」としました。

その後、令和元(2019)年度に再評価を実施しておりましたが、令和元(2019)年 7 月の法人資金運用の不正等に関する新聞報道及び貴学からの要請を受け、当機構で協議した結果、「公益財団法人日本高等教育評価機構再評価の実施に関する細則」第 6 条に基づき、令和元(2019)年度の再評価を中止するとともに、本件に関する貴学が設置した第三者委員会の調査状況及び結果の報告を依頼しました。

当機構は、令和 2(2020)年 3 月 12 日に第三者委員会による「調査報告書」を受領し、貴学の再評価の実施について、当機構の大学評価判定委員会において、第三者委員会による「調査報告書」及び平成 29(2017)年度認証評価時に提出された自己点検評価書等をもとに審議いたしました。その結果、平成 29(2017)年度に実施した大学機関別認証評価の過程において、評価基準の「基準 3. 経営・管理と財務」に関して自己点検評価書受領後から実地調査終了時までの間に事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていたと判断するに至りました。

つきましては、「公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴学の再評価を行うことなく、平成 29(2017)年度認証評価結果を「不適合」とすることが令和 3(2021)年 3 月 16 日の理事会において決定されましたので、通知いたします。

以上

【同封書類】

- ・公益財団法人日本高等教育評価機構再評価の実施に関する細則
- ・公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則



問い合わせ先：

公益財団法人日本高等教育評価機構

評価事業部 評価事業部長 陸 鐘旻（ロー ツォンミン）

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第2 星光ビル 2階

TEL. 03-5211-5181 / FAX. 03-5211-5132

Email: [lu@jihee.or.jp](mailto:lu@jihee.or.jp)